

## 令和6年度第1回調布市地域福祉推進会議 議事録

令和6年7月18日（木） 午後6時半から  
調布市文化会館たづくり10階1002学習室

### 【出席者】

- 1 出席委員：18人（Web出席を含む）（欠席1人）
- 2 事務局・関係部署出席  
福祉健康部（福祉総務課，生活福祉課，高齢福祉担当，介護保険担当，障害福祉課，  
健康推進課，子ども発達センター）  
子ども生活部（児童青少年課）
- 3 傍聴者：0人

### 【議事次第】

- 1 会長及び副会長の選出
- 2 調布市における地域福祉について
- 3 地域福祉コーディネーター事業について
- 4 その他事務連絡

### 【当日配布資料】

- ・調布市地域福祉計画（本編）
- ・調布市地域福祉計画（概要版）
- ・資料1・・・調布市における地域福祉について
- ・資料2・・・令和6年度地域福祉コーディネーター事業等の概要
- ・資料3・・・令和6年度地域福祉コーディネーター事業等の具体的取組（抜粋）

## 【開会】

### 議事1 会長及び副会長の選出

○会長 地域福祉計画が出来上がったばかりで、また次に3年後につくるということで新しい会議が始まるのですが、私、この地域福祉計画づくり、あるいはその間のいろいろなニーズ調査や、どのように進行しているのかということについて、この委員会を中心にずっと、かなり長い間、見てきたのですけれども、随分変わってきたなど。言葉だけ地域福祉というのがあったような感じから、特に社協に行政のほうで地域福祉コーディネーターの配置をされて、8つの基本的な福祉の圏域をつくられて、そこに1人ずつ地域福祉コーディネーターが配置されて、この人たちが地域に毎日出て、地域のいろいろな人たちと話し合ったり、あるいは拠点づくりをやったり、いろいろなことをしていらして、これが随分変わってきた。そして、生活支援コーディネーターも配置をされて、そういう地域の中での住民の方々や関係者の力が、そこでだんだん結集されるように実際なってきたなど思っています。

それで、今のつくられた計画の中では、国の方針ですけれども、重層的支援体制整備事業、要するに、自助、互助、共助、公助、これを重なり合うように張り巡らせていくと。そういうことによって、一人も取り残さないような福祉をつくっていかうという考え方で取り組むことになって、これが今、調布でも進み始めた。これからどのように進んでいくのか、適切なのか、何か課題があるかというのを、これからこの委員会でよく見て、いろいろな御意見を申し上げて、それがうまく進むようにしていかなければいけないのではないかと思っています。

委員会は毎回、非常に活発で皆様方が自由に議論されますので、それが非常に大事ではないかなと思っています。皆様方の御意見をぜひたくさん聞かせていただきながら、一緒に進めてまいりたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。後ほど副会長から御挨拶いただきたいと思います。

続きまして、議事の2つ目に移りたいと思いますが、その前に、事務局から皆様にお願いがございます。本日、オンラインで御参加いただいている委員の皆様におかれましては、会議の円滑な進行のため、会議中は音声をミュートにいただきまして、発言いただく際にはミュートを解除し、お名前をおっしゃってから発言していただくよう、御協力をお願いいたします。

また、会場の音声については、集音マイクを通してオンライン参加の皆様へお届けして

おります。会場にお越しの委員の皆様から御発言いただく際は、必ずマイクを使って御発言いただくよう、お願いいたします。マイクは係の者がお持ちいたします。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくをお願いいたします。

## 議事2 調布市における地域福祉について

○会長　それでは、まず最初に、調布市における地域福祉についてということで、事務局から説明をお願いします。

○事務局　調布市における地域福祉について、本日御参加いただいている地域福祉推進会議という会議体と、昨年度策定いたしました調布市地域福祉計画、この2点について説明させていただきます。資料は、右上に資料1と記載のあるA4片面刷りのものと、計画書の概要版を用いて説明いたします。資料は前方のスクリーンにも投影しますので、お手元の資料と併せて御覧ください。

オンラインで御参加の方、画面で見えておりますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、説明を始めさせていただきます。

初めに、調布市地域福祉推進会議についてです。資料の1番を御覧ください。調布市地域福祉推進会議は、調布市地域福祉計画に基づく地域福祉を市民参加により総合的に推進するために設置したものです。調布市地域福祉推進会議規則第1条で定められております。

今回の第12期地域福祉推進会議の任期は、令和6年度から8年度にかけての3年間です。

令和6年度は、本日を含め3回開催予定となっており、地域福祉に関する共通理解の促進と情報共有を主に行います。第2回は11月6日水曜日、第3回は令和7年1月23日木曜日の開催を予定しておりますので、御予定いただきますようお願いいたします。資料に記載の日程及び会場は、現時点の予定ということで、変更の可能性がございます。正確な開催の御案内は、会議の1か月前をめどに通知をお送りいたしますので、改めてそちらを御確認いただければと思います。

続いて、令和7年度は、3年に一度行っている調布市民福祉ニーズ調査の実施年度であるため、調査項目の検討など、ニーズ調査の実施に関する内容について取り組みます。

令和8年度は、令和6年度から11年度までの6か年計画である地域福祉計画の中間年度ということで、計画の進捗等に関する中間の振り返りについて検討する予定です。

なお、本会議では、議題に応じて事前に委員の皆様にも事例の紹介や現況報告等を依頼させていただくことがあるかと思いますが、よりよい検討を進めるため、御協力をお願いいたします。

続いて、調布市地域福祉計画について説明いたします。お手元には、計画書の概要版を御用意いただければと思います。

まず2ページを御覧ください。地域福祉とはということで、地域福祉の必要性についてお話しさせていただきます。

近年、少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化などにより、市民のライフスタイルや価値観が多様化しています。その中で、福祉ニーズは複雑化、複合化しており、従来の縦割りによる制度では十分な対応が困難な制度の狭間の問題や、子どもの貧困などの生活課題も顕在化しています。

このような課題に対しては、これまでの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの分野を超えた取組が必要となります。地域福祉とは、誰もがそれぞれの地域において安心して暮らせるよう、地域住民や関係機関、行政等の社会福祉関係者が相互に連携、協働して、地域の福祉課題の解決に取り組むという考え方です。

この地域福祉を推進するためには、地域社会において、全ての人や組織がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を強くしていくこと、すなわち、自助、互助、共助、公助の取組を重層的に組み合わせて推進することが必要となっています。

続いて、3ページです。2ページで説明いたしました自助、互助、共助、公助の取組を踏まえた地域福祉の考え方に基づき、調布市の地域福祉計画は、対象者を限定することなく、全ての市民を対象として、地域社会という視点を基盤に、福祉の各分野に共通する課題に焦点を当てて、高齢者分野、障害者分野、その他の分野を横断的につなぎ、地域に関わる全ての人と組織が相互に協力し、地域社会全体で支え合うための方針を定めるため策定したものです。

平成30年4月の社会福祉法改正により、地域福祉計画は、福祉分野の上位計画として位置づけられています。調布市では、こうした観点も含めて、調布市総合計画を最上位計画とし、保健福祉に関する計画を、地域という視点で横断的につなぎ、福祉のまちづくり推進計画とも連携を図り、地域の理念や仕組みをつくるものとして、地域福祉計画を位置づけています。

また、社会福祉協議会の調布市地域福祉活動計画とも、施策や事業の推進において互い

に連携を図ることとしております。

位置づけの図のとおり、地域福祉計画が分野ごとの計画を横断的につなぐような形となっています。

次に、計画期間ですが、計画期間は今年度を初年度として、令和11年度までの6か年計画となっております。

資料をめくっていただきまして、4ページを御覧ください。ここで地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画の、いわゆる福祉3計画の福祉の共通事項について説明します。

調布市では、この福祉3計画を同時改定しており、同時改定の際に3つの計画が連携して施策が行えるよう、共通の将来像、基本理念、福祉圏域を定めました。

将来像は「みんなで支え合う、誰一人取り残されない、ともに生きるまち」として、その下に4つの基本理念を定めております。

1つ目の理念が、誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会、2つ目が、互いに認め合い、尊重し合い、ともに生きる地域社会、3つ目が、世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う地域社会、4つ目が、多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制です。

この後、説明する地域福祉計画の基本目標は、これらの共通の理念を踏まえたものとなっておりますので、この共通の理念と基本目標の関係性についても少し意識していただければと思います。本日お配りしております計画書の本編の41ページに、この関係性を表にまとめたものがございますので、参考までに御覧いただければと思います。

続いて、資料5ページに進みます。福祉圏域についてです。調布市では、平成30年度から福祉3計画共通の福祉圏域で、地域における顔の見える関係づくりを進めてきました。福祉圏域は、福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし、それらの複数で構成される8つの圏域です。8つの福祉圏域には、多機関協働の中心的な役割を担う地域福祉コーディネーターと、主に高齢者支援を担う地域支え合い推進員を各1名ずつ配置しています。また、地域包括支援センターの区域を福祉圏域と整合を図り、障害者福祉の分野は市内全域を1圏域としていますが、障害福祉課においては、福祉圏域と整合を図った相談員の配置を行っております。

今後も引き続き、この8つの福祉圏域を基本に体制整備を進めることで、分野横断的な連携がより円滑になり、複合的な福祉課題に迅速かつ効果的な支援ができるよう、福祉3

計画の連携強化を図ってまいります。

続いて、計画における4つの基本目標について説明いたします。計画では、地域福祉の課題として、市の現状や今後の見通し、また、令和4年度に実施した調布市民福祉ニーズ調査の結果等を踏まえた、調布市における地域福祉の課題を整理し、先ほど説明いたしました福祉3計画の共通理念と併せて、これらに対応する基本目標を定めております。

基本目標の1は、基本理念である「誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会」を念頭に、安心した暮らしを支える相談支援、情報提供の充実、医療・保険・福祉の効果的な連携、生活の基盤となる住まいの確保と社会参加につながる支援・環境づくり、生活保護に至る前の自立支援と生活に困難を抱える者への支援という6つの取組を展開し、一人一人が必要な支援を受けながら、地域や社会とのつながりの中で安心して暮らすことを地域全体で目指すこととしております。

次に、資料7ページ、基本目標の2では、基本理念である「互いに認め合い、尊重し合い、ともに生きる地域社会」を念頭に、ともに生きるまちの基盤となる多様性を尊重する心を育む教育・学習機会の充実、地域の生活課題の解決に向けた多様な主体の連携・協働の推進、本人の意向に沿った権利擁護支援や成年後見制度の利用促進、生きづらさを抱えたまま地域社会で孤立させない更生支援の取り組みという4つの取組を展開し、一人一人が地域共生社会の充実に自分らしく関わりながら暮らすことを地域全体で目指します。

続きまして、資料の8ページ、基本目標の3は、基本理念である「世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う地域社会」を念頭に、地域福祉の活動支援と人材の発掘・養成、ボランティア活動の活性化、地域住民の支え合いと交流機会の拡充という4つの取組を展開し、一人一人が互助・共助の担い手となり、つながりの中で心豊かに暮らせる環境を地域全体で目指すこととしています。

最後に、資料9ページ、基本目標の4は、基本理念である「多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制」を念頭に、専門機関等とネットワークとコーディネート機能の強化による多機関連携、既存の制度だけでは対応できない様々なニーズに応える地域づくりという2つの取組を展開し、地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりを推進します。

次に、重点施策について説明いたします。資料10ページを御覧ください。計画では、福祉3計画共通の基本理念や基本目標に基づき、地域福祉をより一層推進するため特に重点的に取り組む施策を重点施策として定めております。重点施策は、地域におけるトータ

ルケアの推進と、住民主体の地域における支え合いの仕組みづくりの2点です。

11ページのイメージ図を御覧ください。調布市におけるトータルケアシステムのイメージ図を掲載しております。

調布市におけるトータルケアシステムは、20の小学区に相当する小圏域と、8つの福祉圏域に相当する中圏域、そして、調布市全体の大圏域の3層によって構成されております。また、小圏域では、文字どおり、地域の生活課題を住民主体の支え合いによって解決していく仕組みが形成されます。この仕組みづくりを推進するための施策が、重点施策の2番に位置づけられております。

中圏域は、地域福祉の中心を担う地域福祉コーディネーターが支援関係機関等のネットワークを形成し、小圏域における住民主体の支え合いの仕組みづくりを支援しながら、それらの課題を解決していくイメージになります。

さらに、大圏域では、調布市全体の地域生活課題を、福祉に関わる様々な支援関係機関が連携し協働して解決していくイメージです。大圏域に記載のある重層的支援会議及び支援会議については、後ほど説明をさせていただきます。

続いて、12ページを御覧ください。重層的支援体制整備事業実施計画についてでございます。重層的支援体制整備事業は、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた1つの手法として創設されたものであり、重層的支援体制整備事業実施計画は、地域福祉計画に記載された地域共生社会の理念等の共通部分を踏まえて、その事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容を定めることを基本としております。

市においては、福祉3計画において、その共通事項として、地域共生社会の理念や福祉圏域等の考え方を取りまとめており、また、地域福祉計画においては、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の取組は、地域におけるトータルケアの推進と住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり、この2つの重点施策に位置づけた事業と整合を図りながら推進することとしております。

こうした観点を踏まえて、市では、複雑化、複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、地域福祉計画に包含して、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、これらを一体的に取り組むこととしております。

重層的支援体制整備事業は、資料の12ページ、13ページに記載の5つの事業を一体的に取り組むもので、それぞれの事業に位置づけている市の取組は、計画書本編の73ページに一覧表としてまとめて掲載しております。

この5つの事業の関係性について、14ページのイメージ図を基に御説明させていただきます。

まず、図の左上、オレンジ色のところでございますが、包括的相談支援事業が掲載されております。包括的相談支援事業には、地域包括支援センターの運営、障害者相談支援事業、利用者支援事業、調布ライフサポート、これら主に4つの取組が位置づけられておまして、地域の中で包括的に相談を受け止めるという機能が、この包括的相談支援事業となります。

包括的相談支援事業で受け止めた相談のうち、複雑化、複合化した課題について、青色の矢印が下に伸びまして、緑色のところ、多機関協働事業につながります。多機関協働事業には、重層的支援会議及び支援会議、また地域福祉コーディネーター事業が位置づけられており、重層的支援会議におきましては、本人同意を得られたケースについて、具体的な支援プランを作成し、各支援機関の役割分担、支援の方向性等が協議され、チームを組んで実際に支援に当たっていくという形になります。

支援会議は、法律で位置づけられている会議で、本人同意を得ずに個人情報共有できるという特徴がある会議です。具体的には、複雑化、複合化した課題で本人同意が得られないケースについて、見守りの体制や主たる支援機関の調整、情報共有等をこの支援会議で行っていくこととなっております。

この多機関協働事業で各支援機関の役割分担等が調整された結果、参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業につながるものもございます。

また、右上の地域づくり事業につきましては、高齢や障害、子どもといった様々な分野における地域づくりに関連した事業が位置づけられております。地域づくり事業に関しては、個別の相談から把握した生活課題に対し、必要な居場所や拠点といった資源を把握し、地域住民が主体的に生活課題の解決に取り組むことができるような体制づくりを進めるため、地域資源の整備等を支援していくというような事業となっております。

また、図の一番下、点線で囲われたところに記載がございますが、重層的支援体制整備事業においては、法律で規定されている該当事業以外の相談支援や居場所づくり、就労支援、住居支援など様々な関連事業と連携を図りながら、この包括的な支援体制を構築していくこととなっております。

次に、15ページを御覧ください。成年後見制度利用促進基本計画について御説明いたします。

成年後見制度とは、認知症や障害などの理由で判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない方を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり、財産を管理したりする、本人の権利を擁護していく仕組みです。

地域共生社会を目指す上では、たとえ認知症、知的障害、その他の精神上的障害などにより本人の意思決定が難しい状態になっても、誰もが地域とつながり、その人らしい暮らしが続けられるよう、その人の権利を擁護するためのネットワークを充実させることが必要になります。

そのため、地域福祉の取組と連動させながら、成年後見制度の普及と利用促進を図るため、地域福祉計画に包含して、調布市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、これらを一体的に取り組むこととしています。

この成年後見制度利用促進基本計画では、4つの基本方針を掲げております。

基本方針の1、権利擁護に関する相談支援の充実では、権利擁護支援を必要とする方が適切な相談支援機関につながるように、権利擁護支援に関する周知と相談支援体制の充実、また、多機関の連携に関する取組などを位置づけております。

次に、基本方針の2番、成年後見制度の適切な利用促進では、成年後見制度を必要とする方が適切に利用できるよう、多摩南部成年後見センターの運営や後見人等への報酬助成などの取組を位置づけるとともに、意思決定支援の在り方に関する検討や、対象者の状況に応じた支援の実施に向けた取組を位置づけております。

次に、基本方針の3番、後見人等の育成・活躍支援では、成年後見制度の担い手の養成や専門の相談員などによる親族後見人等への支援を位置づけています。

最後に、基本方針の4番、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進では、多様な分野、主体が連携する権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた取組として、中核機関としての機能強化や協議会の運営、チームによる支援体制の構築などの取組を位置づけております。

また、地域福祉計画同様、成年後見制度利用促進基本計画においても、基本目標に掲げた事業のうち、特に重点的に推進する取組を位置づけており、5つの取組を16ページ、17ページに記載しております。

続いて、18ページを御覧ください。調布における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図です。

こちらは、基本方針の4の内容をイメージ図にまとめたものでございます。図の中央に

記載のある本人や後見人等に対して、医療機関や福祉関係機関等がチームを組んで支援する、また、支援チームの形成支援や自立支援のための協議会として、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の多機関が連携を図るとともに、中核機関である行政の関係部署と多摩南部成年後見センターが必要に応じて、東京都や家庭裁判所と連携を図りながら、チームによる支援体制の構築を図ることを示しております。

最後となりますが、19ページ以降に、8つの福祉圏域の取組として、各圏域の紹介と地域特性を生かした取組の方向性を記載しております。時間の都合上、各圏域の説明は割愛させていただきますが、ぜひ御覧いただければと思います。

駆け足となりましたが、私からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。現在、始まったばかりですけれども、調布市の地域福祉計画について概要を説明していただきましたが、確認したいこと、あるいは質問など、御意見ございましたらお願いいたします。

○事務局 会長、失礼いたします。もしよろしければ、質疑の前に、副会長から御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○副会長 すみません、拒否権というのは発動できないのでしょうか。すみません、そんなことを言っている場合ではなくて、ちょっと大学での仕事で遅れて来て、申し訳ありませんでした。大学のほうはちょうど学期末に当たってしまして、いろいろと用が立て込んでいまして、なかなか大学を出ることができず、失礼をいたしました。

不在の間に副会長ということになったようなので、その重責を担えるかどうか分かりませんが、会長をしっかりとサポートし、と言いつつ、実際はサポートされつつ、副会長の職を進めたいと思います。

地域福祉計画、昨年、皆さんの努力でとてもいいものが出来上がったと思います。ただ、計画は、絵に描いた餅という言葉がありますけれども、実際にそれを実行しないと意味がないので、これからこの推進会議で、進行管理といいますけれども、計画が本当にきちっと予定どおりできているかどうかを確認しながら、どんどん地域社会の状況も変わってきますから、さらに必要があればバージョンアップをして、よりよい計画にして、その下で地域福祉を推進していければいいかなと思っています。

令和9年までとなっていますので、ちょっと長いスパンになりますけれども、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。それでは、質疑に移っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長 いかがでしょうか。どんなことでも結構ですが。

○副会長 すみません、遅れて来て、いきなり質問ですかという感じですが、今のお話と関わるのですけれども、計画の進行管理というのは、具体的には、いつ、どういう形でおやりになるつもりなのかというのをちょっと聞かせていただけますか。

○事務局 御質問ありがとうございます。各計画の進行管理につきましては、地域福祉コーディネーター事業など重点施策として定めている、重層事業に関わってくるものが主となりますが、こういったものにつきましては、毎年、重層的支援会議等、会議を別で開催しておりますので、その御報告をさせていただいたりだとか、また、毎年、地域福祉コーディネーター事業については、この後も御説明いただきますが、事業の目標と、年度末にその報告をさせていただいておりますので、そういったところで御報告の機会を設けさせていただきたいと思っております。

その他の個別の各事業につきましては、3年目、令和8年度、今回の第12期の委員の皆様最後の年度になりますが、そこで中間報告という形で、6年計画の3年目のタイミングで中間評価を検討してまいりたいと考えております。計画に載せております各個別の事業について、関係各課にヒアリングをしたりだとか、何かしらの形で、地域福祉推進会議で御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副会長 どうもありがとうございます。イメージというか方向性は分かったのですけれども、例えば、重点施策の地域におけるトータルケアの推進と10ページに書いてありますが、これは要するに、3つぐらいの柱が立ててあって、具体的に言うと、何がどのように実現すると地域におけるトータルケアの推進がうまくいったと考えるのかという問題がやはりあると思うのです。

地域福祉コーディネーターの活動を1年ごとに評価していくというのは大体いつもやっていることで、それはそれでいいのですけれども、もう少し計画全体として見ると、こういう目標を掲げて、こういう柱でやるのですといったときに、どれがどのようにできるとこの目標が達成できているのかという、そういうものを考えることが必要なのではないかと。

最近、福祉計画の領域でもロジックモデルという、ちょっと専門的で申し訳ないのですが、そういう考え方が出てきて、要するに、ただこういう事業をやっていますだけではなくて、これとこれとこれがこういう感じで実現すると、この目標が達成できているのです。

というようなモデルをつくって、どこまでできているかというのを見ていく。場合によつたら、ここの場でみんな意見を出し合って、これができているとすごくいいよねとか、そういうことを日頃の日常感覚の中で皆さん方に意見を言っていただいて、それを集約するとか、そのようなことをしないと、たださらっと、うまくいっています、終わりという評価になってしまうともったいないという感じなので、評価の方法そのものをこの場でいろいろみんなで議論してみるというのも1つの手かなと思って、今提案させていただきました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。これから始まっていくわけですから、今のようなことも含めて、実際、どのように進捗していくのか。特に今回、トータルケアシステムということは今後進めていくのだ、重層的支援体制整備事業をやっていくのだということになりましたから、これが具体的に現実にはどのような形で行われ、特に重層的支援会議と支援会議、この2つはそれぞれ特性が違うのだというお話がさっきありました。支援会議のほうは、本人同意とか家族同意がなくても、その支援会議そのものに守秘義務を課して、だから、本人の同意がなくても、みんなで心配して、これはどうしていくのだということをお話し合える。重層の会議のほうは、本人同意とか家族同意が必要だと。違いがあるわけですが、その辺も含めて、実際どう進んでいって、今までできなかったようなことが、どうできてきているかみたいなことは、恐らく、3年待つてというのではなくて、適切な時期にきちんと御報告いただいて、少し議論してみる必要があるのではないかというような感じがします。

ほかにも恐らく、この重点事業の中で、こういう点ではどうなのかというようなことを、3年後というのではなくて、少し進捗状況の報告をいただく。もちろん地域福祉コーディネーターなどの取組については毎回御報告があつたりするので、かなりよく分かるし、それを通じて進行状況がある程度分かってくると思うのですが、全体的に重点的な取組が始まって、本当にうまく動き始めているのかなというのが、皆さん委員は関心あると思いますので、その辺りも含めて運営の仕方の中でぜひ進捗状況を御報告いただくみたいなこと、あるいは課題があるのだったらどういう課題があるかというのを教えていただいて、少し議論してみる。そんな形でこれから進めていったらどうかと思うのですが、いかがですか。

○事務局 ありがとうございます。今いただいたトータルケア等の目標と管理について

ですが、本編のほうになります。57ページ以降を御覧いただくと、少し記載がございます。その中で重点施策といった柱書の後に、さらにというところで、目標を定めて着実に推進に努めますとあるのですが、翌58ページを見ていただくと、その中でも、昨年度、策定いただいた委員の意見に基づいて、主な事業とその他の関連事業というように定めておまして、主な事業については、今後の目標ということで記載をしております。

地域福祉の推進については、先ほど会議の回数などがございましたが、これまでの議論の経過もたどってみますと、必ずしも、回数の多寡よりかは、その中でどのようなことが実現したかということが重要なテーマであり、また目標であるのかなと思っておりますので、基本的には定性的な評価を中心に行っていくことになると思っております。

同じく、この計画は、地域福祉計画のほかに重層的支援体制整備事業の実施計画も含めておりますが、その中でも定性的評価というのを基本としておりますので、先ほど事務局の職員が申し上げたとおり、まずは重層的支援会議の実施状況であるとか、また地域福祉コーディネーター事業については、単に地域福祉コーディネーターというよりも、58ページを見ていただくと、「コーディネーター事業の推進」の後に「多機関協働事業」ということで、5つの重層の柱の1つに位置づけられておりますので、今後はそうした視点も取り入れながら、計画とリンクして分かるような形で報告の工夫をしていきたいと思っております。

この計画全体を総括してチェックする場面としては、ちょうど3年間で中間評価するというのが計画の流れになっておりますので、その機会、皆様の最後の3年目になるところで、各事業の報告も含めながら評価ができればと思っております。

これまでの計画の中では、中間評価というのは必ずしもこの推進会議の場では行ってこなかったのですが、今後はそうした部分も取り入れて、皆様とそこまでに情報を適時お話ししながら議論をできればと思っております。また、今日いただいた御意見も含めて検討してまいります。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。では、ほかに御意見、質問とか確認したい点があれば、どうぞ。

○委員 そもそものですけども、青い冊子の地域福祉計画の一番最後のページに委員名簿が載っているのですが、これ、古いのですよね。前の分で書かれていて、今日ここに出席されている方、一部載っている方もいるのですけれども、結構な方がここに載って

いないのです。この先、このメンバーで進めるに当たって、今日ちょっとずつ簡単に自己紹介はしましたけれども、全然頭には入ってきていません。名前は見えるのですけれども、あの人はどういう団体なのという感じなので、メールでもいいと思うのですが、今回分の委員名簿だよということで新しく作って出していただきたいのですけれども。

○会長　これは恐らく計画策定段階の委員の名前が出ているのですけれども、今おっしゃったように、これから始まるこの会議の名簿、どんな人なのかというのが分かるようなものを作っていただければということで、これは後でメールで送っていただいてもいいのではないかというお話なので、どうでしょうか、事務局。

○事務局　ありがとうございます。本日御参加されている委員の皆様、また御欠席の委員の方にも確認を取らせていただきまして、皆様から委員名簿の共有について御承諾いただけるのであれば、後日メールでデータを共有させていただければと思っております。名簿の記載内容としましては、お名前と、どういった分野、お立場で御参加いただいているか、この2点が主なところになるかと思えます。よろしく願いいたします。

○会長　では、お願いします。ほかにいかがでしょうか。

新しく委員になられた方、さっき説明があったのですが、大丈夫でしょうか。こういうところはもうちょっと説明が欲しいとか、この言葉はどういう意味なのだというようなことも含めてありましたら、どうぞ。

それでは、概要版のほうはぜひ一度熟読をしていただいて、これからこれが基盤になりますので、よろしく願いします。

それでは、次に行かせていただきたいと思いますが、地域福祉コーディネーター事業について説明をお願いします。

### **議事3 地域福祉コーディネーター事業について**

○委員　議事3、地域福祉コーディネーター事業について説明させていただきます。

まず、恐らく初めましての方もいらっしゃると思いますので、地域福祉計画の本計画、水色の冊子のほうの27ページに、ちょっと簡単ではあるのですけれども、地域福祉コーディネーターの概要説明をコラムという形で載せさせていただいております。地域福祉コーディネーターの細かい中身に関しては、今後、この会議を通していろいろ具体的な事例の報告等で理解をしていただけたらなと思えますが、大きな特徴としては、個別支援、困り事への対応と、地域の地域づくりを支援する地域支援、この2軸を両輪にして、

個別支援からニーズを把握して、地域づくりにかけていく、それで地域の中で地域づくりが醸成されて、そこから個別支援の発見であったり、中には、地域の方の力を使って、個別課題の一個一個の世帯を、行政の制度やサービスだけではなく、地域住民主体の力、インフォーマルな資源を使って解決していくなど、ぐるぐる、ぐるぐる回しながら支援をしていくという立場のコーディネーターでございます。

その上で、個別の困り事の相談を受ける、あとは地域の活動をしている方々、もしくは新たに活動を始める方々の支援をしていくという、その2点を支援していくという立場でコーディネーターをしております。

今回の資料2と資料3を使いながら、簡単に説明させていただきます。ちょっと時間の関係もあるので、これを全て細かく説明ではなく、今日の会議後、お時間がございましたら、詳細は見ていただけたらと思いますが、そのポイントを説明させていただけたらと思います。

また、地域福祉コーディネーターは、最初のモデル2名配置から11年がたちまして、今年度12年目となっております。日頃から、この会議の市民委員の方々も地域の中で一緒に活動している方もいらっしゃいますし、福祉関係機関や行政の福祉健康部、子ども生活部の職員さんとも、個別支援や地域支援の中でもたくさん連携を育んできているところと、福祉の関係機関の方々とも連携がどんどん深まっているという印象があります。

12年目に当たっては、重層的支援体制整備事業は本格実施2年目、福祉3計画である地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画も令和6年度からというところと、併せて社会福祉協議会の地域福祉活動計画も第6次が今年度からスタートしております。新たに計画化されたところに関しても、コーディネーターも引き続き意識をして、地域住民の方、もしくは当事者の方、あとは関係機関とか行政の方々と一緒に調布の福祉というところをつくっていききたいなということを日頃感じております。皆様のこの会議での評価というところで、いつもお世話になっておりますので、どうもありがとうございます。

あわせて、この説明に関しては、1つ目標とさせていただいて、年度末に評価という形で、ここにいらっしゃる委員の方々に評価をしていただいております。1月末の状況を報告させていただいて、会議の中で、時期は分かりませんが、途中の進捗を報告させていただいて、評価していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

資料2のほうで、1ページ目のⅠ、相談支援、4ページのⅡ、参加支援、5ページのⅢ、地域づくりに向けた支援、この大きく3つの項目に分かれております。その中で、括弧書

きに書いてあるところがそれぞれの一つ一つの項目で、Ⅰの相談支援に関しては3点、Ⅱの参加支援に関しては2点、Ⅲの地域づくりに向けた支援については5点のポイントでこの資料を作成しております。

内容に入らせていただきますが、相談支援については、まずアウトリーチ等を通じた継続支援の取組ということで、まず、我々、地域のほうにアウトリーチを積極的にしまして、アウトリーチをすることによって個別の課題を拾うという機会を多く広げております。相談窓口ですっと待っているのではなく、いろいろなところに出向いて、相談窓口まで行くほどでもないけれども、地域の中で知った顔になったコーディネーターにちょっと相談してみよう、相談とまではいかないけれども、こんなこと聞いていいかしらというところから相談につながるということで、アウトリーチは機能しているかと思います。

あわせて、地域住民の方や地域で活動されている方、もしくは企業、商店の方とか、様々な属性の方々、地域のイベントや地域の中で居場所づくりをしているところに関しても積極的にアウトリーチをして、まず関係づくりをすることで、その方々から我々のほうに相談をつないでいただくという相談の入り口の部分、あわせて、社会資源のほうで、地域のほうで困っている方を支援していただくという、支援をする側の立場、担い手としてアウトリーチをすることで関係づくりを進めて、様々な機能につながっております。

我々、アウトリーチに関しても、1回アウトリーチをしたら関係ができるというものではなく、まず働きかけをすゝところにも書いてあるのですけれども、1回のアウトリーチですぐに働きかけというのはできないなど日頃思っております。たくさん数、足を運んで、まず関係ができて、働きかけに関しても、1回の働きかけで地域住民の方が何か行動を起こすというわけではなく、働きかけを何度も何度も重ねた上で、何か事が進むということですので、12年かけてその辺は少しずつ一歩ずつ進んでいって、一年一年があるかなというような印象です。

それに当たって、2ページのところで、団体への働きかけが80回、場の構築の検討を通じた働きかけが16回ということで目標を掲げております。

続いて、2ページ目の(2)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知というところです。アウトリーチを通じて、まず我々地域福祉コーディネーターの役割を周知するとともに、相談を包括的に受けいただく場を地域住民の方々に担っていただいているということをしっかり認知していただくことで、まず地域住民の方が相談しやすい場になってもらい、そこから福祉の専門機関のほうに相談が上がってくるというところの整備をし

す。それがまず相談支援の入り口になってくるかなということ、そこへの啓発を年間800回を目標に行っていきたいなと思っております。

地域住民の方も、相談ありきではなく、まず人とのつながりの中で、会話の中で相談につながっていくという、受け皿のハードルを下げるところも我々が啓発で大事にしているポイントかと思えます。

続いて、相談支援における多機関協働の取組が3ページで、真ん中辺りの(1)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握ということで、年々、福祉関係者、もしくは福祉以外の分野で相談支援等を行っている機関ともたくさん連携をしてきております。福祉、医療、教育、司法、住まい関係、その他、ごみをどうするかとか、福祉とはちょっと密接ではない機関の方々とも、より多く連携してきているところが深まってきているなと思えます。

その中で、まず1つ、ウの取組目標の量的目標のところ、8つの福祉圏域に1人ずつ地域福祉コーディネーターを配置していますが、福祉圏域で専門職のエリアを整備していくと地域福祉計画にもありますが、まずその圏域で担当者同士で顔の見える関係になることが、1個の相談を受けたときにつなぎやすかったり、たらい回しにならないようにしたり、もしくは支援者同士で役割分担して支援をしていくというところが、本当に複雑化、複合化した支援ニーズに対応していくところには必要になってくるということで、まずは圏域ごとの担当者が相談しやすい環境をつくっていくということで、専門職のネットワーク会議を各圏域で1回以上、また、圏域の担当だけではなく、各部署との1対1の情報交換、情報共有、役割であったり事例の共有というところも今後深めていくということで、目標としては6回、様々な機関と地域福祉コーディネーターの1対1で情報共有の場をつくっていきなと思っております。

目標にはないですけども、8圏域の地域包括支援センターさんとは各圏域ごとで年に何回も共有会議をして、今まで積み重ねてきているものを、いろいろな機関に広げていきたいという思いで、この項目に関しては昨年度から設定して進めてきております。

続いて、4ページ目、参加支援についてです。こちらは2点あります。

個別性の高い支援ニーズに対する取組というところで、参加支援というのが社会的孤立、もしくは複雑化、複合化した世帯の方々というのが、様々な背景であったり、困り事が重なり合って、複雑化、複合化しています。それぞれが起因して社会的孤立になることであったり、社会的孤立の状態が様々な複合化した課題を増大させていくというところで、や

はりまず社会とのつながり、もしくは社会に参加していく。参加の在り方も、ただ外に出ていくというだけではなく、本当に心のつながりであったり、今で言うとオンラインでのつながり、様々な形が増えてきていると思います。そういった意味で、参加を支援するということも、多様な属性や多様な困り事に対して個別性の高い支援、ニーズをいろいろな機関、いろいろな社会資源と連携しながら、支援メニューをつくり、マッチングし、伴走していくということなのです。

また、複雑化、複合化したケースに関して、地域福祉コーディネーターでも解決できないケースはたくさんございます。そういったものに関して、解決できないから、我々は何もできませんではなく、解決できないというところをしっかりといろいろな機関、いろいろな方に伝えながら、我々が把握したところを、どうしたらそこが埋めていけるかということも、この会議であったり行政の機関に共有させていただきながら、調布の福祉の制度が変わっていくということも、こういった社会参加支援というところで意識しながら進めていきたいと考えております。

その上で、まず、複合課題を有するケースに対して丁寧に、継続的に支援をするというところで本人、家族への支援を400件、そのケースに対する地域住民や専門機関との連携というところでの行動を800件という形で、目標としております。ただ、これは件数というよりかは、1件1件、様々な機関と社会課題を捉えながら、あるもので支援をする、もしくは、ない状態であれば、それをどうやったらつくれるかということで、少し奥行きを持ちながら、継続的に支援をしていくというところではございますので、そういったところは質的目標でまた報告させていただけたらと思います。

続いて、(2)狭間のニーズに対する受け皿の拡充というところでは、既存の社会資源への働きかけやその拡充を図って、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューをつくることを目的として、社会福祉法人や企業等、既存の社会資源の働きかけをして、その受け皿といたしますか、つながり合いとか、相談を発見していただく見守り合いというものに関して、そこから支援、もしくは社会参加につなぐというところに働きかけをし、その機能を高めていくというところなのです。

ただ、本人や世帯の支援ニーズや状態に合ったということは、一言で言うと簡単ではあるのですが、ひきこもりという方だけでも、その方が求めるニーズ、もしくは状態に合ったということも、ひきこもりの方が30代の方、40代の方、50代の方、それだけでも違いますし、男性か女性かでも違います。また、ひきこもりという状態に対して、

様々な課題が重なれば、当然ニーズは変わってくる。多様な多岐にわたるニーズに対して、しっかりそこをどう受け止めて、どういうものをつくっていくかというのも、ひきこもりの家族会や当事者会での直接の声を拾いながらも、まだそこに参加されていない方の声を拾うにはどうしたらいいかというところで、拡大的に今後も進めていきたいと思っております。

また、昨今では、LGBTQやマイノリティーとされる方々も、恐らく一人一人が違うニーズを持っているということで捉えておりますので、LGBTQの活動に対してこういうものがあればいいという視点ではなく、そういった声を一つ一つ拾いながら、その当事者の方々と一緒につくり上げていくということも含めた働きかけをしていきたいと思っております。

時間も大分経過してきましたので、Ⅲについてはちょっとまとめて説明させていただきます。

地域づくりに向けた支援に関しては、(1)から(5)に記載しております。ポイントとしては、我々地域福祉コーディネーターは、12年経過していく中で、もともとは地縁型と言われる自治会さんや地区協議会、または近所のつながりとか、近所というカテゴリーでつながっているというところにアプローチをさせていただいて、関係づくりをして、そこからたくさんの方が広がってきたと思っております。

ただ、そこから年数を重ねていって、我々の行動とか認知も広がっていく中で、地縁だけではなかなかじめない方々もいることを把握しまして、まずは趣味とか関心事というような何か同じもので共感できる方々ということで、テーマ型のつながり、もしくは交流の場とか居場所も大事だということになっております。

また、最近で言うと、ひきこもりの当事者会、家族会、また一人親向けの子ども食堂など、同じ境遇の方だからこそ、心が開けるといふ新たな形というものも捉えてきております。

なので、地縁型、テーマ型、同じ境遇型と私自身言っているのですが、そういった様々なものに対して地域づくりを図っていくことで、一側面のニーズに対して何かがあればいいというわけではなく、奥行きを持っていきながら、あらゆるものをつくっていく、もしくは今あるものをより活用していくという地域づくりを進めていきたいと思っております。

それに併せて、既存の地縁組織や当事者会などに対して、(1)では働きかけを行って

いき、また、そういった場所をつくっていくところが（２）で、できている団体も様々な価値観を持った方々が活動されているのですが、そのプラスアルファをつくっていくために、地域住民等に対する研修や講座、もしくは一緒に視察を行って、何か気持ちの変革とか変化につながる働きかけをしていく。

また、担い手づくりとして、最近だと３０代ぐらいから７０代、８０代の活動者がたくさんいますが、若い方の活動者も増えてきているという印象があります。（４）に関しても、ルーテル学院大学や近隣の３市との協働でファシリテーター養成講座を実施する中で、昨年度も３０代の方、４０代の方に多く出席していただいて、ファシリテーター養成講座を卒業して、地域福祉推進の担い手ということで進んできて、こちらに関しては今年度、４期になりますので、今、１期生から３期生が巣立っていて、この方々とも一緒に人材の醸成というところを、地域福祉コーディネーターだけではなくて、こういった講座を受けた方々と一緒に、何か地域に向けて発信していくというところを進めていきたいと思いません。

最後に（５）に関しては、今年度より地域づくり事業において団体を支援する補助金の設置を福祉総務課と進めております。新たな居場所の立ち上げと既存の居場所の拡充というポイントに補助金を設定して、そこを地域福祉コーディネーター及び地域支え合い推進員と一緒に進めていながら、地域の場所をより様々な角度で広がっていくというところに対して、今の地域づくりの取組を進めていきたいと思いません。

今説明した内容を少し具体的な取組として抜粋したものが資料３になります。こちらに関しても、相談支援、参加支援、地域づくりという３ポイントと、ここに記載したものは抜粋と書いております。あくまでもこれだけをするわけではなく、こういった今まで積み重ねてきたものをしっかり実施したり、新たなものをここに追加していく、また、令和６年度に新たに我々が取り組まないといけない何かを、しっかりアンテナを張って受け止めて、この具体的取組だけをやるコーディネーターではなく、これを通して様々な課題を捉えて、皆様と一緒に地域づくり、もしくは個別支援を充実させていく１年にしたいと考えております。

ちょっと駆け足なのか抽象的なのか分からないですけれども、私の説明は以上とさせていただきます。お時間いただき、どうもありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。地域福祉コーディネーター事業の概要について説明いただきましたが、何か御質問とか確認したいことはございますでしょうか。どうぞ。

○委員 とても大変なお仕事で、私、実は、こういった福祉や介護の現場は12年ぶりの復帰で、ちょうどそのときに試験的に2名の地域福祉コーディネーターを置くようになりますというところで私は終わっていて、今年、久方ぶりの再登板なのですけれども、その間にたくさんの事例をこなされて、とてもすばらしい活動をされているということがよく分かりました。

ただ、この概要版のところで、先ほど御説明いただいた中で、8つの圏域で地域福祉コーディネーターを1人ずつ配置して、また高齢者支援を担う地域支え合い推進員を1人ずつ配置しているとお話されているのですが、今お話を伺っていると、それぞれが少しオーバーラップするようなどころがあると思うのですが、どういうインタラクション、協力関係でやられているかということをお話したいと思っています。

あと、私一人で診療所をやっているのですが、そういうところで見ていると、日常生活が破綻して具合が悪くなっていく方というのは、だんだん増えてきているのです。そういうときに、こういう地域福祉コーディネーターのような活動が役に立つのかなと思ったのですが、これの窓口になってくれるところがどこなのか。地域包括支援センターでいいのかとか、具体的なアクセスの方法がもしおありでしたら、教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○会長 では、お願いします。

○委員 地域支え合い推進員のほうは、高齢者支援室から、介護保険法に基づいたコーディネーター、地域支え合い推進員として8名配置が昨年度整いました。地域福祉コーディネーターにおいても、8圏域に福祉総務課から委託を受けてやっております。社会福祉協議会の中のセクションでいうと同じ係で同じ地区を1人ずつが担当しているというところで、地域の方から何か求められたときに、支え合い推進員だから、地域福祉コーディネーターだからと、縦割りの中でやるということはしておりません。なので、どちらかに入って、その案件をどういうニーズなのかということをしっかり受け止めながら、どちらのコーディネーターのほうでやるといいか、もしくは2人でそれに対してかかるというようなところは、ケースに応じて動いているところです。

先ほど、包括支援センターが窓口で、そこから社会福祉協議会につながるというケースもたくさんあります。また、障害福祉課さんや高齢者支援室さんや健康推進課さんとか、多摩府中保健所の方とか、子ども生活部でいうと子ども家庭支援センターすこやかさんとか、最近は双方向でケースを共有といいますか、こういうケースがあるのだけれども、一

緒に動いてくれないかという相談もいただいております。

今、包括支援センターと行政のお名前を出しましたけれども、ゆうあい福祉公社さんや社会福祉事業団さんとか、様々なセクションとも少しずつ、少しずつ連携が重なっているので、今、どこかに相談すると、この案件は地域福祉コーディネーター、地域支え合い推進員にちょっと振ってみようかというものは増えてきているかなと思います。この計画にも書いてある包括的相談支援事業というところとか、地域づくり事業というところで、様々なセクションに対して我々は存在、役割をPRして、そこで受け止めてもらったものを適切につないでいただくというようなところなので、各部署が相談窓口として受けていただいて、その内容をしっかり受け止めた上で、内容が我々に合うものであれば地域福祉コーディネーターにつないでいただくということを、しっかり各セクションで共有していくというところが、重層的支援体制整備事業の意味合いかなと捉えております。

○委員 ありがとうございます。私がちょっと気になったのはそこのところで、多分、窓口がたくさんあるので、寄せられてくるニーズが分散していると思うのです。ですので、それがどこか1か所に集まれば、どういったニーズがどういう傾向があるのかとか分析しやすいと思うのですけれども、分散しているので、その解析がちょっと難しくなっているのがもったいないというのがちょっとお話の中から推測されたので、聞いてみました。いい方法があったらよろしくお願いします。

○委員 メゾ、ミクロ、マクロみたいな話で言うと、そこの辺りは各機関で抱えているケースで、我々に全てつながってこないという部分はあると思います。ただ、我々としても各機関との連携の中で、専門職等ネットワーク会議、全ての機関をお呼びしての会議とはならないですけれども、そういったところでも共有しながらニーズを把握して、1つは、その話し合われた内容をしっかり委託元の福祉総務課に上げたり、できたら地域福祉コーディネーターだけではなく、各機関の方々の課題が発信される機会もあると私もいいなと思っておりますので、そこは我々としても意識は上げていきたいなと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。ありがとうございます。

今、御指摘があった点は、包括とかいろいろな相談機関があって、そこでこれは一緒に相談して方法を考えたいとなったときに、どこにそれを言うのか、そして、そこが中心になってそういう役割を果たすようにするのかというところが大事な点で、実際、地域ケア会議を開催するというのは、誰が今はやっているのですか。

○事務局 今、会長から、地域ケア会議の開催とか招集とかの主体者というのはどういった方がやっているのかとか、具体的に会議でどんなことを話しているのかという御質問があったのですが、高齢者支援室のほうから何かございますでしょうか。

○高齢者支援室 包括の方が委員でいらっしゃると思うのですが。

○委員 地域包括支援センターにおいて、地域ケア会議を年大体3回開催しております。高齢者を地域でどう支えていくかというところで、災害のことであったりとか、8050問題であったりとか、いろいろな課題があるので、それに対して自治会の方とか民生委員さんとか、あともちろん社協さんとか、ケアマネジャーさんとか、関係機関の方に集まっていたいて、そこで皆さん議論していくというところ、もちろん、そこで新たなものを何かつくっていったりということもありますし、そこで顔の見える環境をつくってというところの会議かなと思います。

○会長 地域ケア会議については分かりました。失礼しました。支援会議について教えてください。

○事務局 御質問ありがとうございます。支援会議の開催、招集の事務局は福祉総務課が担っております。どういった事例を支援会議で取り扱うのかについては、支援会議の特性上、個人情報共有できるというメリットがございますので、そういったメリットをうまく活用できるような事例がないかという観点から、事務局である福祉総務課と地域福祉コーディネーターで協議して決定しています。参加者についても、その事例に関わっている関係機関、また、今後関わってほしい関係機関、どういった関係機関を呼ぶのかというところも含めて協議したうえで選定し、福祉総務課から開催通知を発出して招集するという流れになっています。

○会長 具体的に会議はどのぐらいやっているのでしょうか。

○事務局 昨年度、支援会議は2回開催しています。

○会長 ありがとうございます。だから、全くその途上という感じですね。理念的にはすごくいいシステムなのだけれども、支援会議は、本当はいろいろな相談が入ってきて、これはみんなで相談したいなと思ったら、すぐに連絡して会議が開けるというようにしていかなかったら、年何回というのでは、重層的支援体制整備事業の意味があまりないような気がするので、重層的支援会議のほうはいろいろ面倒だから、そんなに今のところ件数がないとしても、支援会議のほうは、本当はどんどん必要に応じてやってくださるようになっていくということを恐らく目指しているのではないかなと。いろいろな複雑なケ

ースがたくさんあるはずなのです。だから、始まったばかりなので、その辺もこれからの課題になっていくのではないかなと思います。

今の御意見からそこまで来たのですけれども、ほかに何か御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○委員 質問なのですけれども、今お答えいただいた支援会議というのが年に2回あったと。重層的支援会議というのは、本人の同意の上の会議ということで、そちらのほうはもっとたくさん開催されているのでしょうか。私、今回久しぶりで、重層的支援会議と支援会議の違い、その辺がよく分からなくて、多分、本人の同意が必要なのと、そうではなくて、支援するほうだけです、その辺のウエートというか違いと、開催回数、その辺を教えていただければと思います。

○会長 ありがとうございます。確かに、13ページの支援会議と重層的支援会議、重層的支援会議のほうは、基本的には本人がその会議で自分のケースが話し合われるということ同意するとか、御家族が絡んでいる場合は御家族も確認するということになるのですが、支援会議のほうは、本人同意がなくても、会議そのものを守秘義務を課して、本人同意をまだ得られないけれども、これはほっておけないのではないかとということであるという、そういう違いがあると思うのです。

だから、そういう意味では、重層的支援会議のほうは今の段階では回数をたくさんはできないかもしれない。支援会議のほうは、そういうことからすれば、今必要ですよということであれば、行政と話し合っ、支援会議をどんどん開く必要があれば、開くということになるのではないかなと思うのです。どうぞ。

○事務局 昨年度の実績になりますが、重層的支援会議については2回開催しております。この2回の内訳としましては、1つの相談事例に関して2回開いているものです。重層的支援会議について調布市では、管理職級の会議である定例会と、主に係長職級を中心とした実務者部会という、重層的支援会議の中に二層構造のような形で会議を設置しております。実務者部会のほうでその相談事例に対して支援プランの案を作成し、その支援プランの案を定例会という管理職級の会議で妥当性を協議して、プランの決定を諮るというような構造になっております。

なので、実際に重層的支援会議で支援プランを作成した実績となると1件、会議の開催としては2回というのが実績でございます。以上です。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 これ、全国的にも始まってはいるのですが、いろいろな最近の調査の報告を見ると、重層的支援の会議のほうは、どの自治体も数件というところが多いのです。だから、支援会議そのものはこれからかなり広がっていかねば困る、年に1件とか2件では困るのですが、重層のほうはどうしてもそういう制約があるのでまだまだ。でも、これから適宜行われるようになっていくのではないかと思いますし、そういうケースをやってくださった、今までなかなかできなかったけれども、そういうことができるのですねというような事例がたくさん出てくるといいなと思っています。これからの課題にしておきませんか。どうぞ。

○事務局 今、支援会議が今後広まっていくと良いというようにお話いただきましたので、計画のところでは少し補足をさせていただきますと、お配りしている本編の計画書の80ページに支援会議について記載をしております。80ページの(6)支援会議として、②開催方法のところでは、現時点では、先ほどお伝えしたように、年2回程度の定例開催となっておりますが、今後、重層的支援体制整備事業の取組状況を踏まえながら、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会ですとか、介護保険法に基づく地域ケア会議、また生活困窮者自立支援法に基づく支援会議など、既存の会議体をこの支援会議として位置づけて開催していく、この支援会議という仕組みを活用していく、そういったところも検討していければと思っておりますので、ぜひこの地域福祉推進会議の場でも御意見をいただけると幸いです。以上です。

○会長 ありがとうございます。今日、これ以上議論を進めるのは難しいと思いますので、そういう新しい取組が始まっているのだというようにお考えいただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

それでは、地域福祉コーディネーター事業について、全体でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、今日は2つの議論をしたのですが、全体で何か質問とか御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。よろしければ、その他事務連絡ということになります。よろしくお願ひします。

#### 議事4 その他事務連絡

○事務局 事務局から3点事務連絡をさせていただきます。

まず1点目、本日、机上に配付させていただいております御意見シート、今回の会議の内容についてでも結構ですし、この会議の運営についてでも結構ですので、ぜひ御意見を頂戴できればと思います。いただいた御意見を踏まえて、この会議をよりよいものにしてまいりたいと考えておりますので、御提出のほど、よろしく願いいたします。

御意見シートは、今月末、7月31日の水曜日までに御提出いただければと思っております。本日、紙でお配りしておりますが、この会議終了後、御意見シートのデータをメールでお送りさせていただきますので、データで御提出いただいても結構ですし、紙ベースで御提出いただいても結構ですので、よろしく願いいたします。

2点目が、本日の会議は議事録を作成しております。会議録につきましては、作成出来次第、皆様にお送りさせていただきます。御発言の内容について確認をしていただき、事務局のほうで整理をして、ホームページ上に公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、3点目、本日会議の中で御意見いただきました委員名簿につきまして、御所属であつたりお名前、読み仮名等も入れておりますので、そういった記載に誤りがないかをお送りした際には御確認をいただいた上で、もし修正等必要がございましたら、担当まで御連絡をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からの事務連絡は以上でございます。

○会長 何か発言ございますでしょうか。

なければ、第1回調布市地域福祉推進会議をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

**【閉会】**

——了——